

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和7年4月11日

1 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベイシア新狭山店

埼玉県狭山市新狭山二丁目20番1外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

令和6年12月20日（仮称）ベイシア新狭山店の交通協議会に出席した際にも要望した事項ではありますが、当該エリアは狭山市立新狭山小学校、堀兼中学校の学区域であり、工事中や店舗開店後は交通量の増加が予想されることから、登下校時に周辺道路を利用する児童・生徒の交通安全を確保されますようご配慮いただくとともに、交通誘導員の配置数、配置場所、配置時間などをご教示いただきますようお願いいたします。

2 縦覧期間

令和7年4月11日から令和7年5月11日まで

3 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター